

昨今の消費者を取り巻く環境は、日を追うごとに複雑になっています。そのような中で、消費者は様々な問題に直面しています。最近は特に、新型コロナウイルス感染症に端を発する商品の売買、キャンセル料などの解約手続き、給付金に便乗した悪質商法、インターネット通販またはオークションでの取引に関連したトラブルについても、相談が増えております。

こうした中、本市では、消費生活センターを中心として積極的に消費者教育に取り組み、被害等の未然防止に努めています。その一環として、小学校において、目的に合ったお金の使い方がなぜ大切なのかについての講座を開催しております。また、高齢者や若者などの消費者被害を防ぐための啓発活動も行っています。

市民の皆さまが安心して安全な消費生活を実現し、消費者被害の未然防止と被害の早期発見・救済への取り組みを強化するには、消費生活センターの役割が重要です。今後も引き続き、各関係機関と連携を図り、消費者行政の推進に努めてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、日頃から消費者情報を注視していただき、架空請求が届いたとき、悪質商法の被害にあったとき、サービスについて疑問を感じたときなどは、一人で悩まず、消費生活センターまでご相談をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

令和3年3月1日

下妻市長 菊池博